

更正請求書

付

受 印

県税・総務事務所長 殿 年 月 日		住(居)所(所在地)			
		及び電話番号		TEL	
		名称(屋号)			
		氏名又は代表者氏名			
		個人番号又は法人番号 (右詰めで記載)			
地方税法第20条の9の3第1項の規定に基づき、次のとおり更正の請求をします。					
更正の請求対象の目	税目	自動車税環境性能割	登録番号		取得年月日
		利子割県民税	所有者氏名(名称)		使用者氏名(名称)
		年 月 日から 年 月 日まで(月分)			
区分 月分 登録番号	摘要	更正の請求前	更正の請求後	差 引	
	課税標準				
	税 額				
	課税標準				
	税 額				
	課税標準				
	税 額				
計	課税標準				
	税 額				
法第20条の9の3第1項の更正の請求の場合		法定納期限			年 月 日
法第20条の9の3第2項の更正の請求の場合		第1号の判決等の確定日			年 月 日
		第2号の更正・決定等のあった日			年 月 日
		第3号の政令で定める理由の生じた日			年 月 日
更正の請求をする理由及び請求するに至った事情の詳細、その他参考となるべき事項					
		申告書の提出年月日	年 月 日	修正申告書の提出年月日	年 月 日

記入要領

- この請求書は、利子割県民税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車税環境性能割又は軽油引取税について、法第20条の9の3第1項又は第2項の規定に基づき更正の請求をする場合に使用すること。
- この請求書は、更正の請求をする県税・総務事務所長に1通提出すること。
- 「更正の請求をする理由及び請求するに至った事情の詳細、その他参考となるべき事項」の欄には、その理由等を具体的に記載するとともに、課税標準又は税額等が過大であること等の事実を証する資料を添付すること。

更正請求書

付

受印 〇 リスト選択 県税・総務事務所長 殿 申請する県税・総務事務所名を選択ください。 令和 年 月 日	住(居)所(所在地) 及び 電話番号		宮崎県宮崎市橋通東1-2-10 Tel 0985-26-7020		
	名称(屋号)		●●株式会社		
	氏名又は代表者氏名		代表取締役 宮崎 太郎		
	個人番号又は法人番号(右詰めで記載)				
地方税法第20条の9の3第1項の規定に基づき、次のとおり更正の請求をします。					
更正の請求対象	税目	自動車税環境性能割	登録番号		取得年月日
		利子割県民税	所有者氏名(名称)		使用者氏名(名)
		令和〇年9月1日から令和〇年9月30日まで(9月分)			
区分 月分 登録番号	摘要	更正の請求前	更正の請求後	差引	
	RO.9月分の銀行預金以外の預金利子	課税標準 50,000 税額 2,500	40,000 2,000	10,000 500	
利子の種類ごと、月ごとに記載ください。	課税標準				
	税額				
計	課税標準	50,000	40,000	10,000	
	税額	2,500	2,000	500	
法第20条の9の3第1項の更正の請求の場合		法定納期限			令和〇年10月10日
法第20条の9の3第2項の更正の請求の場合		第1号の判決等の確定日			年月日
		第2号の更正・決定等のあった日			年月日
		第3号の政令で定める理由の生じた日			年月日
更正の請求をする理由及び請求するに至った事情の詳細、その他参考となるべき事項		「更正の請求をする理由及び請求をするに至った事情の詳細、その他参考となるべき事項」の欄には、その理由等を具体的に記載するとともに、課税標準又は税額等が過大であること等の事実を証する資料を添付ください。			
		申告書の提出年月日	年 月 日	修正申告書の提出年月日	年 月 日

記入要領

- この請求書は、利子割県民税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車税環境性能割又は軽油引取税について、法第20条の9の3第1項又は第2項の規定に基づき更正の請求をする場合に使用すること。
- この請求書は、更正の請求をする県税・総務事務所長に1通提出すること。
- 「更正の請求をする理由及び請求をするに至った事情の詳細、その他参考となるべき事項」の欄には、その理由等を具体的に記載するとともに、課税標準又は税額等が過大であること等の事実を証する資料を添付すること。

記入要領

1 この請求書は、利子割県民税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車税環境性能割又は軽油引取税について、法第20条の9の3第1項又は第2項の規定に基づき更正の請求をする場合に使用すること。

2 この請求書は、更正の請求をする県税・総務事務所に1通提出すること。

3 「更正の請求をする理由及び請求をするに至った事情の詳細、その他参考となるべき事項」の欄には、その理由等を具体的に記載するとともに、課税標準又は税額等が過大であること等の事実を証する資料を添付すること。

(参考) 地方税法

(更正の請求)

第二十条の九の三 申告納付又は申告納入に係る地方税の申告書（以下この条において「申告書」という。）を提出した者は、当該申告書に記載した課税標準等若しくは税額等の計算が地方税に関する法令の規定に従っていなかったこと又は当該計算に誤りがあつたことにより、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該申告書に係る地方税の法定納期限から五年以内に限り、総務省令の定めるところにより、地方団体の長に対し、その申告に係る課税標準等又は税額等（当該課税標準等又は税額等に関し更正があつた場合には、当該更正後の課税標準等又は税額等）につき更正をすべき旨の請求をすることができる。

一 当該申告書の提出により納付し又は納入すべき税額（当該税額に関し更正があつた場合には、当該更正後の税額）が過大であるとき。

二 当該申告書に記載した欠損金額等（当該金額等に関し更正があつた場合には、当該更正後の金額等）が過少であるとき、又は当該申告書（当該申告書に関し更正があつた場合には、当該更